4　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、第二種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがつて作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　2⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　第29条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

様式第７（第29条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則）第　　条第　項の規定により提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該届出又は提出の適用条文の条項を記載すること。

３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

様式第７（第29条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（又は核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則）第　　条第　項の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法令の条項については、当該届出の適用条文名を記載すること。

３　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

４　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。

第明治三十五種郵便物認可